

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：舞鶴市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	52.2%
全職員	55.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.5%
本庁課長相当職	98.2%
本庁課長補佐相当職	—%
本庁係長相当職	98.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.3%
31～35年	92.9%
26～30年	94.2%
21～25年	97.8%
16～20年	89.7%
11～15年	91.0%
6～10年	95.7%
1～5年	93.5%

【説明欄】

- ・扶養手当について、世帯主となっている男性への支給割合が高いため、男性の給与の支給額が多くなっている。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について、短時間勤務の会計年度任用職員の女性割合が高く、給与の差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。